

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年7月16日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立保育園業務支援システム初期導入・運用支援作業委託

(2) 目的

区立保育園職員の働き方改革を促進し、休憩時間の取得や超過勤務の削減を実現するため、ICT利用環境の整備を行い、園児の登降園管理、健康管理、児童票等の各種記録管理、保育計画等の保育園運営における多様な書類作成、職員シフト管理等を行う保育園業務支援システムを導入する。

システムはクラウドでの運用とし、各区立保育園及び保育課が保育ICTサービス事業者（以下「事業者」という）の提供する外部サーバにネットワーク接続して利用する。また、保護者がスマートフォン等から事業者の提供する外部サーバにネットワーク接続し、保育園からの通知等の情報取得、出欠等の連絡を行う。

導入する保育園業務支援システムは今年度プロポーザルにより決定する。導入は二段階で実施することとし、今年度は区立保育園ICT化の検討PTとなっている6区立保育園（西弦巻、守山、松原北、奥沢西、小梅、八幡山）に先行導入し、翌年度に、残りの区立保育園及び保育課にシステムを導入し、環境整備が完了した令和2年10月から本格運用を開始する。

(3) 業務範囲

本システムの対象となる業務は、登降園管理、園児台帳管理、延長保育予約管理、指導計画作成、職員シフト管理、事務日誌作成、保護者とのコミュニケーション機能の各業務である。

業務の概要とシステム化の範囲は以下のとおりである。

業務	概要	システム化範囲	備考
登降園管理	園児の登園、降園の管理	園児及び保護者の情報等の登録、登録情報の検索、集計、データ加工、各種帳票（25種類程度を想定）、及び入出力・入出力に必要なデータの変換、機能要件定義書に記載の業務。	
園児台帳管理処理	園児の住所や身体測定の結果等の情報管理		
延長保育予約管理	延長保育の予約受付および管理		
指導計画作成	保育園における指導計画（年間、月）の作成		
職員シフト管理	保育園職員の勤務ローテーションの作成		
事務日誌作成	園児の出欠や行事、来園者の記録等の事務日誌の作成		
保護者とのコミュニケーション機能	保護者の端末から専用のホームページやアプリを通じて、園児の欠席・遅刻の連絡や延長保育の予約、園からの配布物の閲覧を行う		

(4) 業務内容

区立保育園46園および保育課において、園児の登降園管理、健康管理、児童票等の各種記録管理、保育計画等の保育園運営における多様な書類作成、職員のシフト管理等（以下、「保育園業務」）を行うことができ、かつ保育課においては、サーバを介して各保育園の保育園業務を閲覧可能およびデータの集約ができるシステムを構築し、保守管理する。

なお、システムはクラウド運用とし、各拠点はデータセンターとの接続により運用することとする。

また、各区立保育園及び保育課は外部サーバ（保育システム）のネットワーク接続に伴い、NTT東日本のフレッツ光ネクストファミリーギガラインタイプを使用し、IP-VPN（閉域網：フレッツVPNプライオまたは、フレッツVPNプライオ+クラウドゲートウェイクロスコネクト）を構築・導入するため、それに対応すること。

[1] システム構築・導入業務の詳細

システム構築・導入業務の内容は以下のとおりである。

① プロジェクト管理作業

- ・進捗、工程管理作業
- ・課題管理作業
- ・その他関連作業

② 設計作業

- ・本システムの設計作業
- ・その他関連作業

③ 構築作業

- ・サーバ構築、設定作業
- ・基本ソフトウェア製品の設定作業
- ・ハードウェア製品の設定作業
- ・ソフトウェアのインストール、設定作業
- ・保育課及び区立保育園46施設とサーバとのネットワーク構築作業

④ その他関連作業

- ・データ取り込み作業
- ・テスト作業
- ・教育、研修（各施設への訪問研修等）
- ・マニュアル作成

[2] システム構築業務の成果物

システム構築業務の成果物は以下のとおりである。

① 本システム

本システムの環境構築を行い、利用可能な状態で提供を行うものとする。

- ・本システム 一式

②本システムデータ

本システムの環境構築に伴い、稼動で必要となったデータの提供を行うものとする。

- ・本システムに搭載する業務データ 一式
- ・本システムを構成するハードウェアの設定データ 一式
- ・本システムを構成するソフトウェアの設定データ 一式
- ・上記データを格納した電子媒体 一式

③各種ドキュメント類

本システムの環境構築に伴い、稼動までに作成した各種ドキュメントの提供を行うものとする。

- ・プロジェクト管理関連 一式（プロジェクト管理資料、導入スケジュール、作業報告書等）
- ・設計関連 一式（基本設計書、機器・ネットワーク構成図等）
- ・構築関連 一式（構築作業手順書、設定シート等）
- ・データ取り込み関連 一式（作業結果報告書）
- ・テスト関連 一式（データ入力、データ入力反映、データ出力等）
- ・その他 一式（ソフトウェア一覧、ソフトウェアの操作・運用マニュアル、システム管理手順書、サポート保守・障害時連絡先一覧、本区との打ち合わせ議事録等）
- ・上記ドキュメントを格納した電子媒体 一式

（５）履行期間

① システム構築：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで（予定）

② システム導入

ア 区立保育園（6園：西弦巻、守山、松原北、奥沢西、小梅、八幡山）
令和元年10月1日から令和2年1月31日まで（予定）

イ 区立保育園（上記①以外40園）、保育課
令和2年4月1日から令和2年9月30日まで（予定）

③ システム保守：令和2年2月1日から令和6年3月31日まで（予定）

ア 区立保育園（6園：西弦巻、守山、松原北、奥沢西、小梅、八幡山）
令和2年2月1日から令和6年3月31日まで

イ 区立保育園（上記①以外40園）、保育課
令和2年10月1日から令和6年3月31日まで（予定）

※システム保守契約は複数年の長期継続契約とし、契約初年度の予算配当があること及びシステム構築業務の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。ただし、契約締結後であっても、当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、又は履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

※当該システムの運用状況により、上記期間経過後も引き続き同じ事業者と保守契約を締結する場合がある。

2 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、または契約時までには有する見込みであること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (6) 地方公共団体に対し、保育園業務支援システムの初期導入・運用支援の実績を有すること。
- (7) 都内及び都近郊に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。
- (8) 日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取り扱いに関する認定（プライバシーマーク）又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。またはそれに準ずる管理体制を行っていること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。選定については、別途、選定委員会にて行う。

4 審査

審査は「世田谷区立保育園業務支援システム初期導入・運用支援作業委託事業者選定委員会設置要綱」による選定委員会にて行う。令和元年9月下旬を予定している。

審査においては、「5 評価基準」に基づき提案書、見積書、プレゼンテーション内容を総合して評価し、その結果、最も優れた業者に事業委託契約締結の優先交渉権を付与することとする。

5 評価基準

(1) 提案書

- ① 実施方針について
- ② システムの機能について
- ③ システムの構成について
- ④ 情報セキュリティ対策について
- ⑤ システムの運用及び保守について
- ⑥ 実施体制及びプロジェクト管理について

- (2) 見積書
見積金額の妥当性
- (3) デモンストレーション・ヒアリング
 - a. 製品、システム機能の概要
 - b. システム操作性
 - c. 提案書との整合性
 - d. ベンダーのコミュニケーション能力
 - e. 業務への取組姿勢
 - f. 業務向上性
 - g. 業務先進性
 - h. 独自提案の内容

6 審査結果の通知期日及び方法

審査の結果については文書にて通知する。また、区は選定業者名及び審査結果について公表することができるものとする。

(1) 通知期日

令和元年9月27日（金） 発送予定

(2) 方法

郵送

7 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区保育担当部保育課教育・保育施設担当 阪田、國分

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口

電 話：03-5432-2319 FAX 03-5432-3018

E-mail：SEA02243@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和元年7月16日（火）～7月30日（火）

場 所：上記（1）に同じ

受付時間：午前8時30分から午後5時まで。土日祝日を除く

方 法：希望者に無償配布する（世田谷区のホームページからダウンロード可）。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期 限：令和元年7月30日（火）午後5時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

※期間中の受付は午前8時30分から午後5時まで。土日祝日を除く。

方 法：持参に限る。

参加辞退：参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届を提出すること。参加辞

退届は、社名、本プロポーザル件名、辞退理由、担当者（連絡先）を記載し、社印を押印して提出すること。

(4) 招請通知（参加資格結果通知）の発送
発送日（予定）：令和元年8月5日（月）

(5) 質問の提出期限、方法
提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため電子メールで行い、内容については取りまとめた上、本件参加表明者の全員に配信する。
期 限：令和元年8月7日（水）午後5時まで（必着）
回 答：令和元年8月16日（金）（予定）
方 法：上記（1）に記載のメールアドレスへ提出。提出の際はメールの件名の先頭に「プロポーザル質問」と記載し、送付後、上記（1）に記載の担当宛に電話にて連絡を行うこと。

(6) 提案書・見積書の提出期限、提出場所及び方法
期 限：令和元年9月2日（月）午後5時まで（必着）
場 所：上記（1）に同じ
方 法：持参及び電子メール

8 プロポーザル実施日程（一覧）

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ・手続き開始の公示 | 7月16日（火） |
| ・参加表明書提出期限 | 7月30日（火）午後5時まで（持参） |
| ・質問受付期限 | 8月7日（水）午後5時まで（メール） |
| ・質問回答期日 | 8月16日（金） |
| ・招請通知の発送 | 8月5日（月） |
| ・提案書提出期限 | 9月2日（月）午後5時まで
（持参、メール） |
| ・選定委員会（プレゼンテーション） | 9月下旬 |
| ・決定通知 | 9月27日（金） |

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (6) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- (7) 区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。

- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提案書の複製を作成することができる。
- (10) 提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された提案書は返還しない。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 提案書の提出後に「2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (16) 詳細は、提案要求説明書による。
- (17) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。